

協 定 項 目 の 具 体 な 調 整 結 果

協定項目	2 4 ー(11) 上水道事業																									
調整方針	●手数料、検針・料金徴収については合併時に統一する。 ●指定給水装置工事事業者及び漏水時の対応については合併時に統一する。																									
項 目	現 況			行 方 市																						
	麻 生 町	北 浦 町	玉 造 町																							
手数料	●手数料 (平成16年7月1日現在) <table><tr><td>区 分</td><td>金 額</td></tr><tr><td>設計審査手数料</td><td>1 件：1,000 円</td></tr><tr><td>工事検査手数料</td><td>1 件：1,000 円</td></tr></table>	区 分	金 額	設計審査手数料	1 件：1,000 円	工事検査手数料	1 件：1,000 円	●手数料 (平成16年7月1日現在) <table><tr><td>区 分</td><td>金 額</td></tr><tr><td>設計審査手数料</td><td>1 件：1,050 円</td></tr><tr><td>工事検査手数料</td><td>1 回：1,050 円</td></tr><tr><td>指定給水装置工 事事業者指定申 請手数料</td><td>1 件：10,500 円</td></tr></table>	区 分	金 額	設計審査手数料	1 件：1,050 円	工事検査手数料	1 回：1,050 円	指定給水装置工 事事業者指定申 請手数料	1 件：10,500 円	●手数料 (平成16年7月1日現在) <table><tr><td>区 分</td><td>金 額</td></tr><tr><td>設計審査手数料</td><td>1 件：2,000 円</td></tr><tr><td>工事検査手数料</td><td>1 回：1,000 円</td></tr><tr><td>指定給水装置工 事事業者指定申 請手数料</td><td>1 件：10,000 円</td></tr></table>	区 分	金 額	設計審査手数料	1 件：2,000 円	工事検査手数料	1 回：1,000 円	指定給水装置工 事事業者指定申 請手数料	1 件：10,000 円	【手数料】 ・合併時に北浦町の例により 行方市新条例で対応する。
区 分	金 額																									
設計審査手数料	1 件：1,000 円																									
工事検査手数料	1 件：1,000 円																									
区 分	金 額																									
設計審査手数料	1 件：1,050 円																									
工事検査手数料	1 回：1,050 円																									
指定給水装置工 事事業者指定申 請手数料	1 件：10,500 円																									
区 分	金 額																									
設計審査手数料	1 件：2,000 円																									
工事検査手数料	1 回：1,000 円																									
指定給水装置工 事事業者指定申 請手数料	1 件：10,000 円																									
検針・料金徴収	・毎月検針 ・検針事務：契約に基づいて個人6名 に委託 ・検針委託料：検針 1 件につき 130 円 ・毎月徴収 ・集金事務：契約に基づいて個人4名 に委託 ・集金委託料：集金 1 件につき 90 円 ・料金徴収方法：口座振替、集金、郵 送	・毎月検針 ・検針事務：契約に基づいて個人4 名、業者4名に委託 ・検針委託料：検針 1 件につき 業者 130 円、一般 140 円 ・毎月徴収 ・集金事務：契約に基づいて個人4 名、業者 1 名に委託 ・集金委託料：集金 1 件につき 100 円 ・料金徴収方法：口座振替、集金、 郵送	・毎月検針 ・検針事務：契約に基づいて個人5名 に委託 ・検針委託料：検針 1 件につき 110 円 ・毎月徴収 ・集金事務：契約に基づいて個人5名 に委託 ・集金委託料：集金 1 件につき 110 円 ・料金徴収方法：口座振替、集金	【検針・料金徴収】 ・委託料は平成18年度より 統一する。																						
指定給水装置工事事業者	●指定業者：56社	●指定業者：37社	●指定業者：47社	【指定給水装置工事事業者】 現行のとおり新市の指定業 者として引き継ぐ。																						
漏水時の対応	●麻生町緊急指定工事店に年間依頼し て当番制で実施（22社）	●北浦町管工事業組合に依頼し当番制 で実施（11社）	●玉造町管工事業組合に依頼し当番制 で実施(11社)	【漏水時の対応】 ・合併後も各組合に委託す る。 ・委託料については、平成1 8年度より統一する。																						